

(支給要件)

第三条 遺児手当（以下「手当」という。）は、父若しくは母がその遺児を監護するとき、又は父若しくは母が遺児を監護しない場合において、父若しくは母以外の者が当該遺児を養育する（その遺児と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。）ときは、父若しくは母又はその養育者（以下「父母等」という。）に対して支給する。

2 前項の規定にかかわらず、手当は、遺児が次の各号のいずれかに該当するときは、当該遺児については、支給しない。

一 県内に住所を有しないとき。

二 父又は母の配偶者（別表に定める程度の障害の状態にある者を除く。）に養育されているとき。

三 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の四に規定する里親に委託されているとき。

四 父又は母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。

五 父又は母に支給される公的年金給付の額の加算の対象となつていないとき。

六 父又は母の死亡について支給される児童扶養手当法第十三条の二第一項第四号に規定する遺族補償等（以下「遺族補償等」という。）を受けることができる場合であつて、当該遺族補償等の給付事由が発生した日から六年を経過していないとき。

七 父の死亡について支給される遺族補償等を受けることができる母の監護又は母の死亡について支給される遺族補償等を受けることができる父の監護を受けている場合であつて、当該遺族補償等の給付事由が発生した日から六年を経過していないとき。

八 父又は母の死亡について支給される遺族補償等を受けることができる者の養育を受けている場合であつて、当該遺族補償等の給付事由が発生した日から六年を経過していないとき（前号に掲げるときを除く。）。

3 第一項の規定にかかわらず、手当は、父又は母に対する手当にあつては当該父又は母が、養育者に対する手当にあつては当該養育者が、次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。

一 県内に住所を有しないとき。

二 前に同じ遺児に係る手当の支給を受けたことがあるとき（当該父母等による最初の当該遺児に係る手当の支給に関する次条の規定による認定の申請を受け付けた日（第六条第三項の規定が適用される場合にあつては、同項の認定の申請をすることができなくなつた日）又は第七条第二項の規定による届出がされた日（第六条の二第二項の規定が適用される場合にあつては、同項の届出をすることができなくなつた日）（以下「認定申請受付日等」という。）の属する月から起算して六十月を経過しているときに限る。）。

三 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第一条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）に基づく老齢福祉年金以外の公的年金給付を受けることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。